平成20年度政策評価書(事後評価)

担 当 部 局:迎賓館

評価実施時期:平成21年8月

政策分野:迎賓施設の運営

政策	迎賓施設の適切な運営			
基本目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行い、日本の外交に資するもの			
	とする。			
評価方式	実績評価方式			

1 政策の概要

(1)政策の背景・必要性

迎賓館は、国賓・公賓及びこれに準ずる賓客に係る公式行事・宿泊等に関する接遇を行うことを目的に、昭和49年4月1日に総理府の「付属機関」として設置された (平成13年1月6日から内閣府の「施設等機関」)。

京都迎賓館については、海外からの賓客に対し歴史的・文化的側面も含めた幅広い対 日理解を醸成するため、歴史的・文化的資産の蓄積が大きい京都の地に、国の迎賓施設 として平成17年4月に開館した。

迎賓館は、閣議決定等に基づき、外国の国王、大統領及び首相などの国賓・公賓等の賓客に係る公式行事、宿泊等に関する接遇を行う施設であり、歓迎行事、天皇皇后両陛下のご訪問、内閣総理大臣との首脳会談などを一体的に取り扱う我が国唯一の施設として、政府のみならず衆参両議院及び最高裁判所の賓客についても同様な接遇を行うなど三権全てにおいて、外交儀礼上重要な役割を果たしている。これらの役割を果たすため、外交儀礼上必要な品格の保持、快適な空間の提供及び安全の確保等適切な管理・運営を行って行く必要がある。

また、一般国民に対する参観を実施し、迎賓施設の役割について理解を得る必要 もある。

(2)主な施策の概要

ア 迎賓施設の適切な運用

国公賓等の接遇は、「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日閣議了解 [資料1])に基づき、国賓・公賓・公式実務賓客をはじめ、国会及び最高裁の賓客 の接遇を行うこととなっている。個々の接遇については、国賓は閣議決定、公賓及 び公式実務訪問賓客は閣議了解を経て決定される〔資料2〕。国会賓客及び最高裁賓 客は各々の機関で決定される。

京都迎賓館については、国公賓等の接遇のほか国の機関、地方公共団体等が催す

招宴その他の接遇等について「京都迎賓館の使用について」(平成17年3月16日 内閣総理大臣決定〔資料3〕)に基づき、国の迎賓施設としての品格の保持、安全性 の確保等の観点から内閣総理大臣が個別に承認し、使用に供している。なお、国の 機関以外の使用については、適正な使用料を徴収している。

イ 迎賓施設の管理・運営の効率化

施設の整備・維持管理については、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を確実に実施するとともに、効率的な維持管理に努め、予算の適切な執行管理を行いつつ、必要な施設整備を実施している。

ウ 一般参観の適切な実施

迎賓館では、迎賓施設の役割、接遇についての国民の理解を深めることを目的に、 毎年、国公賓等の接遇に支障のない時期に一般参観を実施している。

(単位:百万円)

(3)主な施策の予算額

主な	施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
迎賓施設の適切な運用		35	50	47
	赤坂迎賓館	11	7	7
	京都迎賓館	24	43	40
迎賓施設の管理・運	営の効率化	766	815	725
	赤坂迎賓館	325	395	306
	京都迎賓館	441	420	419
一般参観の適切な実施	施	28	19	12
	赤坂迎賓館	_	_	_
	京都迎賓館	28	19	12
合 計 額		829	884	784
	赤坂迎賓館	336	402	313
	京都迎賓館	493	482	471

2 政策評価の結果

(1)目標の達成状況

指標	18 年度	19 年度	20 年度	達成度
	上:	: 目標値(目標	栗年度)	
	下:	実績値		
アー① 迎賓施設の積極的な活用を図	_	_	毎月開催	達成できた
り、賓客の接遇を円滑に行うため、関係				
機関による迎賓館事務連絡会議を開催			11 回	
アー② 利用(接遇)実績			年 10 回	目標以上の
				成果を達成
			年 15 回	できた
アー③ 賓客の安全対策に対応する適正			確実な実施	達成できた
な警備と秩序				
			確実に実施	
イー① 接遇に関する事業者等からの意			接遇に関す	達成できた
見聴取を行い施設の管理方法等に対する			る事業者等	- - -
評価			からのヒア	•
			リングの実	- - -
			施	· · ·
			1回実施	•
イー② 迎賓施設の維持管理(臨時的な			前年度契約	達成に向け
ものを除く) 方法等の見直した場合のコ			実績との比	て一部進展
スト(施設の保守管理、庭園管理等)を			較	があった
参考に評価				
			光熱水料の	
			若干の減及	
			び積算見直	
			しによる平	
			成 21 年度	
			予算の減	· ·
ウー① 一般参観者数			10,000 人	達成できた
			10,000 人	

指標	18 年度	19 年度	20 年度	達成度
	上:	目標値(目標	栗年度)	
	下:	実績値		
ウー② 参観者へのアンケート実施によ			80%以上	達成できた
る評価(「満足した」、ある程度満足した))				
とする評価の合計割合			87%以上	

(達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、 ④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの 区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。 達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。)

(2) 平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成 20 年度に目標とされた 7 指標のうち、「①目標以上の成果を達成できた」ものが 1 指標、「②達成できた」ものが 5 指標あった。一方、「④達成に向けて一部進展があった」ものは 1 指標であった。以上のように、目標年度を迎えた指標について概ね目標を達成できた。

(3)目標の達成状況の分析

ア 迎賓施設の適切な運用

迎賓館事務連絡会議を計画どおりほぼ毎月開催(参考1参照)し、関係省庁との連携を図るとともに、接遇に当たっては、主催機関と綿密な打ち合わせを行うほか、賓客国先遣隊等の視察を行うなど効率的な実施に努め、接遇実績については、京都迎賓館において過去平均実績10回を計画の目標値に掲げ、これを上回る15回の接遇を円滑及び適切に実施(参考2参照)するとともに、賓客の安全対策に対応した適正な警備を確実に実施し、いずれの接遇においても感謝の意を表されるなど高い評価をいただいているものと考えられ、賓客の満足を得ることができたことから目標以上の成果を達成できたと評価した。

イ 迎賓施設の管理・運営の効率化

迎賓施設の管理・運営の効率化については、賓客が満足できる安全・快適な迎賓施設を提供しながらも効率的な維持管理に努めているところである。京都迎賓館においては、積極的にCO2排出量削減に向け努力をし、光熱水料の実績額として対前年度3百万円の減額(参考3参照)となった。なお、21年度予算においても過去の執行実績に基づいた積算の見直しを行い、対前年度40百万円の減額となっている。他方、赤坂迎賓館は本館改修工事終了に伴い運用再開に伴う経費が必要なことから増額となっているが、本館運用時の平成16年度予算に比して64百万円の

減額に努めたところである。このことから、達成に向けて一部進展があったと評価 した。

ウ 一般参観の適切な実施

一般参観については、京都迎賓館において参観許可数の5倍以上の申込があり、抽選を行い、定員10,000人の一般参観を7月21日から30日までの間に適正に実施(参考4参照)し、参観者アンケートにおいて87%以上の方が満足したとの回答(参考5参照)を得たので、迎賓施設の役割等について国民の理解を深めることができたことから、達成できたと評価した。

エ 総合的な評価

京都迎賓館における接遇については、国賓としてスペイン王国国王・王妃両陛下、国際会議として G8 サミット外相会合など、年度当たりこれまでの最大の利用 (接遇) 実績となり、達成目標を上回る接遇を円滑かつ安全に実施するとともに、賓客からは接遇に対する感謝の意が表されており、高い評価をいただいているものと考えられ、賓客に満足してもらい我が国の外交に資する有効な施策の実施を行うことができた。また、一般参観においても87%以上の方に満足いただける結果となっており、接遇に対する国民の理解を深めることができたと考えている。なお、赤坂迎賓館については、平成18年度~20年度は改修工事のため、接遇及び一般参観を実施していない。

3 課題と今後の取組方針

(1)政策全体の課題と今後の取組方針

迎賓施設の利活用については、引き続き促進に努めるとともに、効率的な施設の維持管理に努め、予算の適切な執行管理を行いつつ、必要な施設整備を実施する。また、一般参観の内容の充実及び迎賓施設の役割についての理解の深化を図るとともに、高齢者の社会活動の機会を提供するシルバーボランティア説明員の導入などの工夫を図るとともに、施設の一般公開の拡大についての御指摘もあり、建物内の一般参観については、接遇予定との調整、セキュリティーの確保や館内保全等の問題などから、拡大は難しい状況にあることから、当面、迎賓館赤坂離宮前庭を公開し、建物を近くから見学していただくことを考えている。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今	後の取組方針
・ 迎賓施設の適切な運用	予算要求	赤坂迎賓館8回、京都迎賓館10回
国公賓等の接遇を円滑かつ		の接遇を継続要求。
安全に実施し、賓客に満足し	事務の改善等	迎賓施設の利活用については、引
てもらい、もって我が国の外		き続き促進に努めるとともに、事
交に資する。		務連絡会議等を通じ関係機関のよ
		り一層の連携に努め、円滑かつ安
		全に接遇を実施。
・ 迎賓施設の管理・運営の効率	予算要求	引き続き過去の実績等に基づく積
化		算の見直しを行った。
迎賓施設の管理・運営の効率	事務の改善等	これまでも予算の適正な執行、効
化を図る。		率化に努めてきたところであり、
		引き続き効率化に努める。
・一般参観の適切な実施	予算要求	・シルバーボランティア説明員導
・一般参観の内容の充実、		入経費
迎賓施設の役割の理解の		・前庭一般公開に必要な経費
深化を図る。		について新規要求。
	事務の改善等	・シルバーボランティア説明員の
・一般参観の拡大等につい		活用等工夫を図りながら適切に
ての検討		実施する。
		・セキュリティーの確保や館内保
		全等の問題についての検証を行
		いながら、一般参観のあり方に
		ついて引き続き検討していく。

(用語)

- ・ 予算要求 : 平成 22 年度概算要求に反映
- ・ 事務の改善等 : 事業の実施方法の見直し(事務改善や契約方法の改善)、事業の統 廃合による合理化、事業の廃止等を平成21年度及び22年度の施策実施に反映

4 有識者の意見等

平成 20 年 7 月 7 日開催の第 5 回京都迎賓館運営懇談会において、以下の御意見をいただいた。

- (1) 迎賓施設の適切な運用
 - ・今年はサミット外相会談やハードな日程での接遇が多かったが、非常に上手くこ

の迎賓館がその役割を果たしている。

- ・京都迎賓館はハード、建物というのは本当に日本の最高峰の伝統技術の極みだと 思う。付け加えてソフトでのおもてなしの充実ぶりというのがうかがえる。
- ・京都に迎賓館があるということに対して改めて誇りに感じた。京都らしいおもて なしができて、本当に大切な国際的な大舞台の中で活用されていることは大変誇 らしく、喜ばしいことと思う。

(2) 迎賓施設の管理・運営の効率化

- ・オーストラリアの首相が最初に庭に出られたり、中国の方も和室で庭が見られるように、そこで食事をしたいというふうに言ったことは、本当に建物と庭というのが一体となっていて、すべて庭と人の住まうところ、あるいは憩うところが一体となっている。まさにこれが日本の自然と人間の調和ということの象徴ではないか。
- ・もてなしは目に見えるもてなしばかりでなく、五感に訴えるもてなしというものがあるかと思う。音もあれば、香りもある。そういう五感に訴えるおもてなしを考える。短時間の間に効果的に非常に印象を与えようとするには、そういう工夫も必要ではないか。
- ・迎賓館の建築の中で一番の特色は、庭と建物とがつながっている一番日本的な雰囲気である。それが「土間庇」という空間である。 これからも、ときにはお泊まりになるお客様には日本建築の土間庇の魅力を、そこで何かちょっと休息していただくとか、お茶でも召し上がっていただくとか、何かそういうふうな工夫があるとよい。ぜひこれを今後御活用いただきたい。

(3) 一般参観の適切な実施

- ・一般の方々が、共有の財産であるという認識・意識を持つということが、これからの迎賓館がいい形で存続していく上で非常に必要なことではないか。 そのためにも実際目で見て体験してもらい、それを高めていけることは必要である。
- ・京都のまちの人にもなじんでもらおうと思っており、そういった意味では、一般 参観が活発に行われているのは大変ありがたい。
- ・若い世代の方とか外国人、これから伝統技術を学んで次代の継承者になるような そういう次世代に向けての核となるような方たちにも参観の機会が与えられれば、 なお、参観という以上の意味があるのではないか。

(参考)京都迎賓館運営懇談会委員名簿(平成20年7月7日現在)

荒巻 禎一 前京都府知事 京都文化博物館館長

池坊 由紀 華道家元池坊 次期家元

上村多恵子 京南倉庫㈱代表取締役社長

川勝 平太 静岡文化芸術大学学長

喜多川俵二 有職織物作家・人間国宝

金剛 永謹 金剛流宗家

千 玄室 茶道裏千家前家元

中村 昌生 京都工芸繊維大学名誉教授

畑 正高 ㈱松栄堂代表取締役社長

林 駒夫 桐塑人形作家・人間国宝

藤田 公郎 元インドネシア大使 元 JICA 総裁

堀場 厚 (社)京都経済同友会特別幹事 ㈱堀場製作所代表取締役会長

5. 参考文献及びデータ等

■迎賓館の運営大綱について(昭和49年7月9日閣議了解)(資料1)

- ・国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について(昭和59年3月16日閣議決 定)(資料2)
- ・京都迎賓館の使用について(平成17年3月16日内閣総理大臣決定)(資料3)

(参考) 達成目標の設定の考え方

	是 %日 赤砂	
	達成目標	設定の考え方
アー①	迎賓施設の積極的な活用を図	迎賓施設の適切な運営に不可欠な関係
	り、賓客の接遇を円滑に行うた	機関の連携のための事務連絡会議の開
	め、関係機関による迎賓館事務	催状況を設定
	連絡会議を開催	
ア-②	利用(接遇)実績	迎賓施設の利活用状況を明らかにする
		ため設定
アー③	賓客の安全対策に対応する適	迎賓施設の運営に不可欠な安全の確保
	正な警備と秩序維持	を設定
1-1	接遇に関する事業者等からの	施設整備の検討に不可欠な事業者等専
	意見聴取を行い施設の管理方	門家からの意見聴取による必要性の検
	法等に対する評価	証等効率化に努める。
1-2	迎賓施設の維持管理(臨時的な	施設の維持管理方法の見直しによるコ
	ものを除く) 方法等の見直した	スト比較を行い効率化に努める。
	場合のコスト(設備の保守管	
	理、庭園管理等)を参考に評価	
ウー①	一般参観者数	迎賓施設の役割等について理解を深め
		るための一般国民対象者数を検証

	達成目標	設定の考え方
ウー②	参観者へのアンケート実施に	一般参観実施方法の工夫に資するとと
	よる評価(「満足した」、「ある	もに、迎賓施設の役割等への理解度を検
	程度満足した」とする評価の合	証
	計割合)	

(資料1)

迎賓館の運営大綱について

田和 49年7月9日 閣議 了解

- 1 迎賓館においては、「国賓等の待遇について(昭和39年6月30日閣議決定(注))」の 国賓等のほか、衆議院議長、参議院議長又は最高裁判所長官に相当する地位にある外国 の賓客で、衆議院、参議院又は最高裁判所が公式に接遇することを定めたものの宿泊そ の他の接遇を行うこととする。
- 2 迎賓館において前項の接遇を行っていない場合には、外国の元首、首相その他の者(前項に該当する者を除く。)で、国際儀礼に照らし迎賓館において接遇することが適当であると内閣総理大臣が認めたもののため、皇室、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長又は最高裁判所長官が催す招宴その他の接遇を行うことができるものとする。
- 3 迎賓館において前2項の接遇を行っていない場合には、別館において、前2項の賓客 に準ずる者で、内閣総理大臣が承認したもののため、皇室、内閣総理大臣、衆議院議長、 参議院議長又は最高裁判所長官が催す招宴その他の接遇を行うことができるものとする。
- (注) 「国賓等の待遇について(昭和 39 年 6 月 30 日閣議決定)」は昭和 59 年 3 月 16 日閣議において廃止されており、「国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について(昭和 59 年 3 月 16 日閣議決定、一部改正平成元年 4 月 18 日)」と読み変えるものとする。

(資料2)

国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について

昭和59年3月16日 閣 議 決 定

平成元年4月18日 一 部 改 正

近年の国際関係の緊密化に伴い、外国に賓客の来日が頻繁となっていることにかんがみ、 これらの賓客を適切に接遇するため、国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇につい て、次のように定める。

- 1 外国の元首又はこれに準ずる者を招へいする場合には、これを国賓として接遇することができるものとし、国賓として接遇することについては、外務大臣が宮内庁長官と連絡の上、その請議により閣議において決定する。
- 2 外国の皇族又は行政府の長若しくはこれに準ずる者を招へいする場合には、これを公 賓として接遇することができるものとし、公賓として接遇することについては、外務大 臣が閣議了解を経て決定する。
- 3 外国の元首若しくはこれに準ずる者、皇族又は行政府の長若しくはこれに準ずる者が 実務を主たる目的として訪日することを希望する場合には、これを公式実務訪問賓客と して招へいできるものとし、公式実務訪問賓客として接遇することについては、外務大 臣が閣議了解を経て決定する。
- 4 国賓の接伴に当たる者(首席接伴員1名及び接伴員若干名)は、外務大臣の申出により、内閣総理大臣がこれを命ずる。
- 5 国賓及び公賓に対する接遇様式は、政府として儀礼を尽くして公式に当該賓客を接遇するにふさわしいものとし、その接遇様式については国際慣例等を勘案して、外務大臣が関係大臣と協議の上、決定する。
- 6 公式実務訪問賓客に対する接遇様式は、賓客の地位、訪問目的にふさわしいものとし、 その接遇様式については国際慣例等を勘案して、外務大臣が関係大臣と協議の上、決定 する。
- 7 なお、「国賓等の待遇について」(昭和39年6月30日閣議決定)は、廃止する。

(資料3)

京都迎賓館の使用について

平成17年3月16日 内閣総理大臣決定

- 1 京都迎賓館においては、迎賓館の運営大綱について(昭和49年7月9日閣議了解) に掲げる接遇を行うほか、次の各号に掲げる招宴その他の接遇等を行う場合における使 用に供することができるものとする。
 - (1) 外国の元首、首相その他の者及びこれに準ずる賓客のため、皇室、国の行政機関、 衆議院、参議院又は最高裁判所が催す招宴その他の接遇等で、内閣総理大臣が承 認したもの。
 - (2) 外国の元首、首相その他の者及びこれに準ずる賓客のため、地方公共団体等が催す招宴その他の接遇等で、関西圏の活性化・国際化に資する使用として京都迎賓館を使用することが適当であると内閣総理大臣が承認したもの。
- 2 前項により京都迎賓館を使用に供する場合の手続きは、迎賓館長が別に定める。

参考1 迎賓館事務連絡会議

〇 構成員

内閣官房総務官室参事官、內閣府大臣官房国際課長、迎賓館次長、宮内庁式部職式部官、 警察庁警備局警備課長、外務省大臣官房儀典総括官、衆議院事務局庶務部長、参議院事 務局国際部交流課長、最高裁判所事務総局秘書課長

○ 開催状況 (平成 20 年度)

	平成 21 年 1 月 23 日	9月25日	平成 20 年 4 月 25 日
	2月27日	10月24日	5月23日
	3月27日	11月28日	6月20日
計 11 回		12月19日	7月25日

参考2 接遇実績

〇迎賓館赤坂離宮

年度	国賓	公賓	賓客	国際会議等	総計
昭和49~平成17	89回	66回	85回	13回	253回

〇京都迎賓館

年度	国賓	公賓	賓客	国際会議等	総計
平成17~平成20	2回	2回	38 回	2回	44 🗖
			(5回)		

※ 京都迎賓館は平成17年度に開館。なお、賓客欄のカッコ書きは内数で地方公共団体等の 賓客接遇を示す(内数)。

〇平成20年度国公賓等接遇実績

区分	期間	国賓等
宏安		チュニジア共和国
具谷 	賓客 H20.4.9~4.10	アブダッラー・カッラール評議院議長
宏安		G8 サミット国
賓客 H20.4.1	п20.4.11	ハンス=ヨアヒム・デア駐日ドイツ連邦共和国大使ほか

賓客	H20.4.16	国際競争ネットワーク (ICN)
		シェリダン・スコット ICN 議長ほか
賓客	H20.5.28	インドネシア共和国 ハメンク・ブオノ 10 世ジョクジャカルタ特別区知事
		フィンランド共和国
賓客	$H20.6.7 \sim 6.8$	マッティ・ヴァンハネン首相
~ ~ ~	1100 0 0 0 10	オーストラリア連邦
賓客	H20.6.9~6.10	ケビン・ラッド首相
賓客	H20.6.21~6.22	カザフスタン共和国
貝仔	1120.0.21 0.22	ヌルスルタン・ナザルバエフ大統領
国際会議等	$H20.6.26{\sim}6.27$	[G8 サミット外相会合](H20.6.26~6.27)
		・カナダ
		・フランス共和国
		・ドイツ連邦共和国
		・イタリア共和国
		・ロシア連邦
		・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
		・アメリカ合衆国
		・欧州連合 (EU)
		[日米豪閣僚級戦略対話](H20.6.27)
		・アメリカ合衆国
		・オーストラリア連邦
公賓	H20.6.28~6. 29	国際連合
		藩基文事務総長・同夫人
国賓	H20.11.13~11.14	スペイン王国
		ファン・カルロス国王・王妃両陛下 ポーランド共和国
賓客	H20.12.2.~12.3	レフ・カチンスキ大統領・同夫人
賓客	H21.1.27	ブルガリア共和国
1月行	1141.1.41	ゲオルギ・パルヴァノフ大統領・同夫人
賓客	H21.1.30	オーストリア共和国
		バーバラ・プラマー国民議会議長
賓客	H21.3.6	ラトビア共和国
	121313	グンダルス・ダウゼ国会議長

家安 H01 9 05	IIO1 9 OF	マレーシア
賓客	H21.3.25	パンディカー・アミン・ムリア下院議長

参考3 維持管理経費実績額の比較表(19年度、20年度)

〇 京都迎賓館維持管理経費

No	件名	平成 19 年度	平成 20 年度	実績額比較 増△減額	
		A	В	B-A	
		百万円	百万円	百万円	
I	施設の保守管理	141	168	27	
П	庭園管理	40	50	10	
維持	管理業務経費計(I~Ⅱ)	181	218	37	
Ш	光熱水料	52	49	△3	
維持管理経費合計 (I~Ⅲ)		233	267	34	

〇 赤坂迎賓館維持管理経費

No	件名	平成 19 年度	平成 20 年度	実績額比較 増△減額	
		A	В	B-A	
		百万円	百万円	百万円	
I	施設の保守管理	56	49	△7	
П	庭園管理	40	40	0	
維持	F管理業務経費計(I~Ⅱ)	96	89	△7	
Ш	光熱水料	31	50	19	

維持管理経費合計 (I~Ⅲ)	127	139	12

※ 赤坂迎賓館本館は、平成18年3月から20年12月末まで総合改修工事のため閉館。 21年1月から接遇再開(4月)に向けた設備等の試運転調整を実施。

参考4 一般参観実施状況

平成21年3月現在

年度	赤坂迎賓館			京都迎賓館		
	実施期間	参観許可者	(有効申込	実施期間	参観許可者	(有効申
		数	数)		数	込数)
昭和50	8. 1~8.30	5,750	(142,006)			
5 1	8. 9~8.31	6,800	(58,905)			
5 2	8.8~8.31	7,800	(34,121)			
5 3	8.8~8.18	9,400	(14,747)			
5 4	8.21~8.31	10,000	(59,344)			
5 5	8.12~8.22	10,000	(40,465)			
5 6	7.28~8. 7	10,000	(26,049)			
5 7	7.27~8. 6	10,000	(33,952)			
5 8	7.26~8. 5	10,000	(45,871)			
5 9	11.19~11.30	12,000	(59,707)			
6 0	7.23~8. 2	12,000	(80,284)			
6 1	7.29~8. 8	12,000	(54,498)			
6 2	7.28~8. 7	12,000	(106,811)			
6 3	7.26~8.10	15,000	(71,087)			
平成元年	7.25~8. 5	15,000	(25,812)			
2	7.31~8. 9	15,000	(98,823)			
3	7.30~8.8	15,000	(123,405)			
4	7.28~8. 6	18,000	(62,894)			
5	8.24~9. 2	18,000	(138,123)			
6	8. 2~8.11	18,000	(138,808)			
7	7.25~8. 3	20,000	(132,409)			
8	7.30~8. 8	22,000	(121,362)			
9	7.29~8. 7	22,000	(100,382)			
1 0	7.28~8. 6	22,000	(135,192)			

1 1	7.27~8. 5	22,000	(70,247)			<u> </u>
1 2	8. 1~8.10	25,000	(47,028)			
1 3	7.31~8. 9	25,000	(62,995)			
1 4	7.30~8. 8	25,000	(60,070)			
1 5	7.29~8. 7	25,000	(54,405)			
1 6	7.27~8. 5	25,000	(51,716)	〔平成17年4月京都迎賓館開館〕		質館開館]
1 7	7.30~8.8	30,000	(40,071)	8.6~8.9	5,500	(158,855)
				8.27~9.2		
1 8				8.25~9.3	7,500	(97,455)
1 9	本館改修工事	本館改修工事中のため実施せず		7.24~8. 2	10,000	(95,745)
2 0				7.21~7.30	10,000	(55,051)
20年度	31回	504,750		4回	33,000	
までの計						

(参考5) 平成20年度京都迎賓館一般参観アンケート結果表

設問 今回の参観は、ご満足いただけましたか?

満足度		回答者(人)	比率
満足		6,174	87.2%
	満足	3,934	55.5%
	やや満足	2,240	31.6%
不満		908	12.8%
	やや不満	813	11.5%
	不満	95	1.3%
合計		7,082	100.0%